



## 地域おこし協力隊 活動報告 Vol.4

地域おこし協力隊の南畝朋佳です。

早いもので、安中市に移住して半年が経ちました。秋間梅林の夏までの活動は、梅の収穫や加工品づくりが最盛期を迎え、とても忙しい毎日です。

群馬県は梅の生産が全国で第2位！という事が納得の収穫量でした。梅干しは、災害時の備蓄食としても適しているそうです。

また、夏には梅干しで塩分とミネラル補給をして熱中症対策にも！

暑い夏に備えて憂いを断ちましょう！



### 法務局からのお知らせ

『法定相続情報証明制度』を

ご存じですか

この制度は、相続が発生した際、戸

☎027-210-5105

問合せ▼群馬労働局需給調整事業室

上記1〜4には例外あり。また、記載項目のほかにもご留意いただく点がいくつかあります。

では①以外に②合理的就業機会の確保・提供、③派遣元での無期雇用、④その他安定した雇用の継続が図られると認められる措置を講じる必要があります。

なお、派遣元

では①以外に②合理的就業機会の確保・提供、③派遣元での無期雇用、④その他安定した雇用の継続が図られると認められる措置を講じる必要があります。

☎027-322-6315

問合せ▼前橋地方法務局高崎支局

手続きや管轄など詳しくは左記へお問い合わせください。

籍謄本等と相続人を一覧にした図(法定相続情報一覧図)を法務局に提出していただくと、法務局が法定相続人を証明した公的な証明書を無料で必要なだけ発行する制度です。この証明書があれば、相続登記のほか預貯金の払戻し、相続税の申告などの際に戸籍謄本等の提出が不要となり、非常に便利な制度です。

ア派遣先の「事業所単位」の期間制限

派遣先は、同一の事業所で派遣可能期間(3年)を超えて受入れはできません。

※ただし、3年経過の1か月前までに過半数の労働組合などから意見聴取をすれば3年を限度に延長可能です。

イ派遣労働者の「個人単位」の期間制限  
「事業所単位」の派遣可能期間を延長した場合も、派遣先の事業所における同一の組織単位で3年を超えて同一の派遣労働者を受入れることはできません。

2. 無許可派遣を行う事業主からの受

入れ禁止

平成27年労働者派遣法の改正で、労働者派遣事業は許可制に1本化されました。

派遣元が経過措置で(旧)労働者派遣事業を行うことができるのは平成30年9月29日までです。平成30年9月30日以降に派遣を受入れる場合は、派遣元事業主の許可取得・申請状況を必ず確認してください。

3. 労働契約申込みなし制度

派遣先が違法な派遣労働者を受入れた場合は、派遣元の労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込

みをしたものとみなされる場合があります。

4. 雇用安定措

置への対応

派遣元から①派遣労働者の直接雇用の依頼があった場合は派遣先として真摯な検討を行うなど適切な対応をお願いします。



### 100歳おめでとうございます

河村英太郎さん(岩井)が100歳の誕生日をむかえられ、お祝い品が贈られました。これからも元氣にお過ごしください。